

社会起業家加速化支援プログラム業務委託に係る公募型プロポーザル選定委員会設置要綱

令和7年4月22日制定

[農商工部産業雇用政策課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、社会起業家加速化支援プログラム業務委託に係るプロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 企画提案書等の審査及び契約候補者の選定に関すること。
- (2) その他委員長が必要と認める事項に関すること。

(組織等)

第3条 委員会は、委員4名をもって組織する。

- 2 委員は、農商工部長、農商工部理事、産業雇用政策課長、産業創出課長とする。
- 3 委員の任期は、郡山市が本事業の契約候補者と契約を締結した日までとする。

(委員長の職務等)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、農商工部長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上が出席できなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは委員長が決定する。
- 4 会議は、非公開とする。

(審査方法)

第6条 審査は、提案参加者から提出された企画提案書等及び提案参加者によるプレゼンテーションに基づいて行う。

(評価基準)

第7条 プロポーザルの評価基準は、実施要領に定める。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、農商工部産業雇用政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 4 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱は、郡山市が本業務の契約候補者と契約を締結した日に、その効力を失う。